

特254

刊増時臨 報會支縣口山會央中合組業産

268

五年八月二十三日第三種郵便物認可
十一年十二月十日發行

(毎月一回十五日發行) 第二四九號

農事實行組合の活動事例 (第一輯)

産業組合中央會山口縣支會



始



特 254
268

本縣の農事實行組合数は既に二千二百一組合（一一、一月現在）に及び、その活動見るべきもの尠くないが、本編には最近筆者が實地調査せる優良成績をあげてみるものの内、一、三を略記することとし。た

目次

經濟更生運動の基礎體としての
農事實行組合の活動……………阿武郡佐々並村……………一

農事實行組合を中心とする
町村の經濟活動……………熊毛郡田布施町……………五

納所農事實行組合の特色……………納所農事實行組合……………一四

僅か七人の結束嚴の如く
和氣滿ちて春風の如き……………開作報德農事實行組合……………一九

青年組合長の意氣と熱
着々更生の實揚る事業計畫……………岡林和報德農事實行組合……………二二

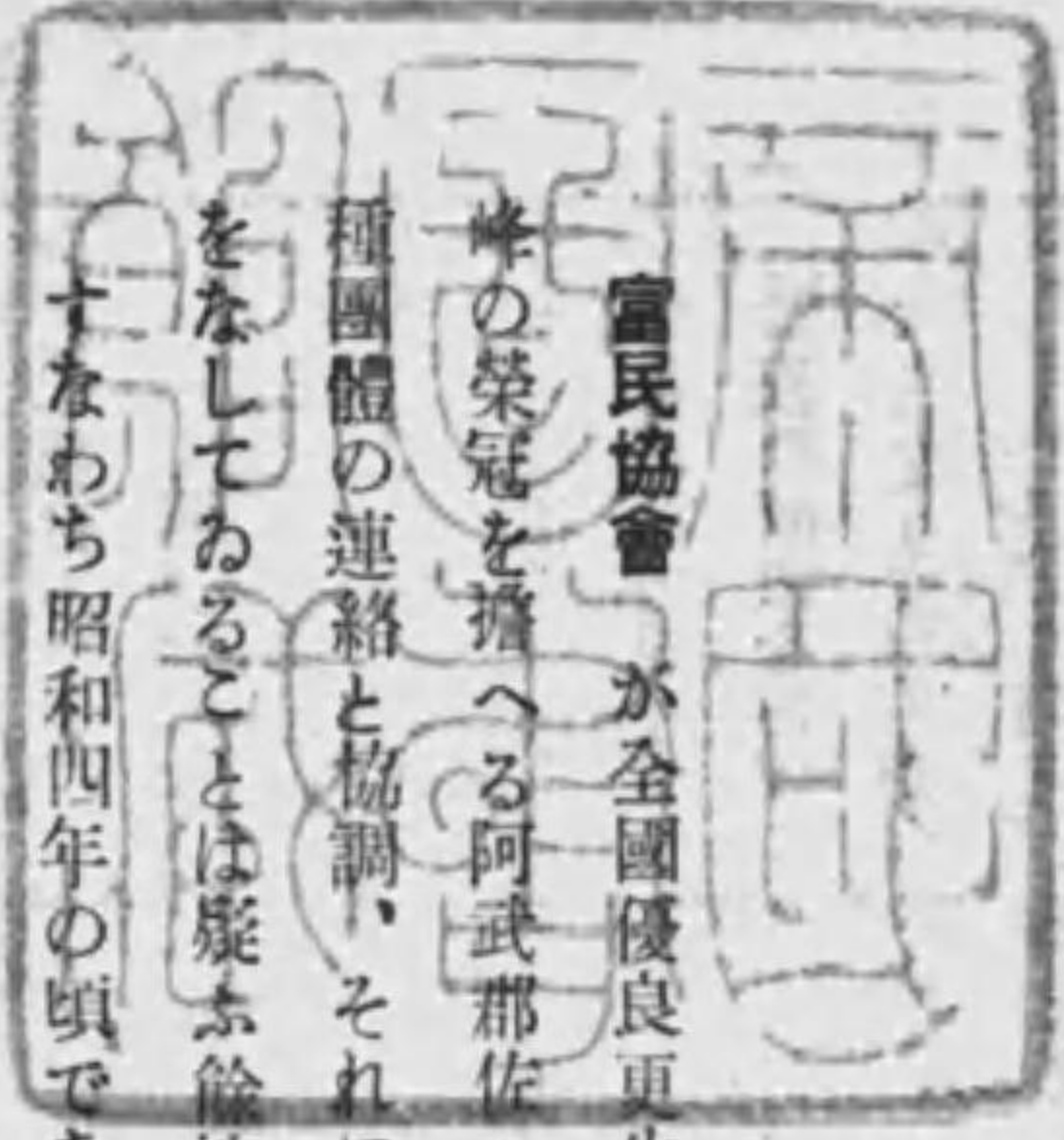
組合長の誠心誠意
精神的にも物質的にも美事な花咲く……………上瀬田農事實行組合……………二四

人の熱意と各機關の綜合的活躍
農事實行組合たる法人の功德……………玖珂郡玖珂町……………二六

經濟更生運動の基礎體としての

農事實行組合の活動

阿武郡佐々並村



富民協會が全國優良更生農村として、その最高賞たる「全國賞」を授與し、本縣更生村の最高峰の榮冠を擔へる阿武郡佐々並村の今日あるは、決して偶然ではない。當局の熱意とその努力、各種團體の連絡と協調、それに農事實行組合を基礎體とする組織の力が、全くその源泉をなし、基礎をなしてゐることは疑ふ餘地なき觀察であらう。

先づ村經濟建直しのために産業十ヶ年計畫を樹立した。それは政府の企劃せる經濟更生に先きだつこと兩三年前のことであつたが、既に生産、消費に綿密なる調査、計畫が樹てられ、各種團體が連絡協調の上一意目的の達成に邁進してゐた。が、偶昭和七年産業組合が擴充五ヶ年計畫を設け、更に國策として經濟更生計畫運動の強調せらるゝや、率先してその指定村となり、曩の計畫を更に



補正し今や舉村一致その目標に向つて一路精進しつゝある。

計畫遂行の手段 之より先き産業十ヶ年計畫を樹立するや、村農會は専心その活動の基礎體たる農事組合設立に奔走し、昭和八年産業組合法改正さるゝや即時之に法人格を與へ、今や三十三の農事實行組合によつて全村民を網羅し、産業組合に加入し以つて經濟更生運動の實行體として、遺憾なき活動を見るに至つた。

所謂、村農會よりは生産全部の指導督勵の基礎體とし、産業組合よりは全購買、販賣の統制組織體となし、取廻配給の總てを擔當し、或は隣保相助の共同信用によりて、零細農山民の産業資金の圓滑を圖り、其他經濟更生運動の全部面に亘り、總ての基礎的活動をなすのであるが第一各戸更生計畫たる、

吾家の更生目標 の樹立、而して部落計畫樹立はすなわち村の計畫の基本をなし、各戸の豫算、記帳生活の勵行は從來主人以外は秘められし、吾家の會計内容が一家に開示せられ、經濟狀態が家族に明示されたので一家は明朗化し和合協力の基をなすに至つた。

年三回は地域的に數組合が聯合し、其他は實行組合毎に毎月月例會を開催し、諸般の協議、研究傳達、連絡、共勵を行ふのみならず、之を精神修養一致和協の道場たらしむるから、團體計畫は徹

底し、親和協同の業績は益々擧つて來る、月例會の都度

經濟更生簿 を持參し、係員の檢閲、批判を受け、個人の反省を行ふのみならず、實行組合全體としても常に過去の實績に對し、批判と反省を行ひ、或は計畫の補正をなし、共勵以つて着々計畫目標の實現に努力してゐる。販賣米は實行組合の

出荷統制 により九割五分までは産業組合の販賣統制に無條件委託し、個人拔賣するものは皆無と云つてよい。木炭は米に次ぐ主要産物にして勸業及農會は實行組合を指導し其の増産、品質向上のため屢長期の講習會を開き、窯の改良、技術の上進を圖り、共販は三萬俵を算し既に七割五分迄産業組合に統制するを得、近時「佐々並特選荷票」を用ふるもの販賣總額の半數に及び、市價常に五、七錢上位に居り、佐々並木炭の聲價大に揚れり。更に金融は實行組合による協同責任を以つて産業組合より、

低利製炭資金 の融通簡易化され、實行組合たるの惠澤により利便此上もない。

畜産收入も木炭に次ぎ年間賣揚六萬圓を算し、肥育、生産、育成各適するものに從ふが、實行組合の協同信用によりて産業組合より金融をうけ、販賣は普通郡設牛市場の競賣によるが、その以外産業組合により阪神地方へ共同販賣するものも年間一萬圓を超ゆるに至つた。

其他林産、果實、鶏卵、副業品等多くは實行組合の出荷統制により産業組合にて之を販賣する、購入肥料は全部實行組合に統制取纏められ、日用品亦大部分、農事實行組合婦人部に於て取纏められ一糸亂れぬ農業統制の實現してゐるのは申までもなく、最近、

醫療設備 及助産婦設備を見るに至つたが、近來一般農山村の行詰りは兎角開業醫に對する診療費の不拂である。従つて自ら醫療費の低廉を期する能はず、大衆の醫療費は實に容易でないものがある。本村に於ては之を實行組合の共同責任とし、毛厘の掛けすたりを生じないから、従つて診療費も極めて低廉ですむ。殊に從來の自動車借切往診費に比ぶれば實に半減、三分の一減するに至り村民はこの惠澤にひたすら感謝し、實行組合において平常診療費積立を共勵し、助産婦費に付ても年頃の婦人は毎月十錢宛二ヶ年一口二圓四十錢の積立を勵行する等その用意はやがて悉く村人の幸福招來に違ひない。以上は其一端を述べたるに過ぎないが、其他實行組合の共勵共進會により、團體的共勵に資し、就中落伍者を戒め競ふて目標達成に邁進しつゝありて、本村の實行組合が如何に經濟更生運動上の重要役割をもち、またその

組織的活動 が如何に農村の協同運動に絶大なる力をもち、必要なるかゞ判れば筆者はそれで満足である。

農事實行組合を中心とする

町村の經濟活動

熊毛郡田布施町

組合區域内に多くの商家を有し、之が勢力を以つて兎角産業組合の購販事業の開始或は擴張を阻止せらるゝの例は珍くない。然るに農事實行組合の設置により、農業者の自覺的團結により之が不當なる抑壓より脱し得、産業組合が正條なる發展を遂ぐるに至つたものも少くない、此の意味に於ても農事實行組合の設立、組合加入の意義は極めて顯著なるものとなつた。

こゝに紹介する田布施信用購買販賣利用組合も此の一つの例で、勿論外にも種々事情はありしが昭和八年農事實行組合設立、組合加入を境に、昭和九年度より事業分量が左の數字の示すが如く、メキ／＼と増加せることはその効果の如何に觀面なかゞ伺はれる。

| 年次 | 購買取扱高 | 販賣取扱高 | 農倉入庫米麥 |
|-------|---------|---------|--------|
| 昭和六年度 | 一、五七九六圓 | 四三、一五四圓 | |

| | | | |
|-----|---------|----------|---------|
| 七年度 | 二九、〇三九圓 | 三八、八一九圓 | 四、一八一依 |
| 八年度 | 三八、三九六圓 | 六八、六五四圓 | 一二、一六八依 |
| 九年度 | 四三、九七二圓 | 一三五、九八七圓 | 一六、六九九依 |
| 十年度 | 六〇、六四三圓 | 一六八、九五六圓 | 一五、二六〇依 |

實行組合發展への力瘤

同組合組合長は町田正一氏常務理事は西本儀人氏にして常に實行組合を經營の細胞體として、積極的に事業方面の擴大強化に力瘤が入れられてゐて、今やその數三十六組合全町に普及し、次に示す納所組合はじめ河原田其の他成績見るべきものも少くないが、産業組合はその實行組合をして先づ、隣保相助の精神を基調とする組合員の道德經濟の道場たり、毎月月例会その他諸會合或は生活改善設備の必要上、各實行組合に組合館建設を助成するため左の規程を設け、剩餘金中より毎年二百圓を支出し、十二ヶ年計畫、全町へ「組合館」整備を目ざして既に八ヶ組合を助成し建設させた

保證責任田布施信用販賣購買利用組合

農事實行組合館建設規程

第一條 本規程ハ本町農事實行組合ヲシテ組合館ノ建設ヲナサシメ之ヲ道德經濟ノ道場トシ隣保共助ノ精神ヲ基調トスル組合員共同ノ利益増進ヲ圖リ理想郷建設ニ邁進セシムル目的ヲ以テ本規程ヲ設ク

第二條 農事實行組合ハ組合館ヲ中心トシ目的達成ノタメ左ノ事項ヲ勵行スルモノトス

- 一、毎月一回以上月例会ヲ開催シ道德ト經濟ヲ併進シ精神作興ニ努メ以テ農事實行組合ノ事業遂行ニ向ツテ邁進スルコト
- 二、婦人部モ毎月一回月例会ヲ催シ家族的活動ヲ促進スルコト
- 三、農事ノ共同經營及共同作業ニ之ヲ利用スルコト
- 四、部落的集合ハ總テ之ヲ利用シ組合員ノ融和協調ニ努ムルコト
- 五、部落内ニ於ケル冠婚葬祭等ニモ成可ク之ヲ利用スルコト
- 六、農事實行組合訓ヲ制定シ之ヲ組合館内ニ掲ゲ遵守スルコト
- 七、毎年數回講師ヲ聘シ報德精神涵養ニ努ムルコト

第三條 當組合ト農事實行組合トハ密接ナル關係ニアルヲ以テ當組合ノ事業ハ總テ農事實行組合ノ事業ト心得組合館ヲ中心ニ當組合理業ノ全利用ニ努ムルコト

第四條 當組合ノ當町農事實行組合館建設計畫ノ精神ヲ體シ之ガ利用上ニツキヨク講究シ有效ニ利用スルコト

第五條 農事實行組合館建設組合ハ本規程ヲ遵守シ每事業年度ノ終ニ其ノ利用狀況ヲ當組合ニ報告スルモノトス

保證責任田布施信用販賣購買利用組合

農事實行組合館建設費補助規程

第一條 本町内農事實行組合ニ於テ組合館建設ノ場合ハ本規程ニ依リ補助金ヲ交付ス

第二條 補助金ノ額ハ組合館ノ新築又ハ買入ニ要シタル費用ノ三分ノ一以内ニ於テ之ヲ定ム

前項費用中ニハ基礎工事費ハ之ヲ含マズ

第三條 當組合ヨリ毎年支出スル補助額ハ金貳百圓以内ト定ム

第四條 一組合ニ對スル補助額ハ金五拾圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

第五條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル農事實行組合ハ左ノ書類ヲ添付シ毎年二月末日迄ニ申込書ヲ本組合ニ提出スルモノトス

一、建設位置略圖

二、經費豫算書

三、設計仕様書及圖面

第六條 前條申込ニ依リ適當ト認メタルトキハ補助金交付承認ノ旨通知スルモノトス

第七條 補助金ヲ交付スル建築物ハ建坪六坪以上タルコトヲ要ス

第八條 農事實行組合館建設ノ上ハ本組合ニ於テ定メタル農事實行組合館建設規程ヲ遵守スルコトヲ要ス

第九條 工事竣工ノ上ハ直チニ竣工届ヲ提出スルモノトス

第十條 竣工後検査ヲ了シ適當ト認メタルトキハ組合長ニ於テ補助額ヲ定メ之ヲ交付スルモノトス

第十一條 補助金交付後ニ於テ第八條ニ違背スルモノト認メタルトキハ補助金ノ返還ヲ請求スルコトアルベシ

實行組合中心の經營

斯くして事業經營に對しては全く實行組合中心主義に取扱はれ、實行組合係員が購、販事業の全部を取纏め、配給の任にたづさわり、従つてその取扱分量により交付金が定められ、昭和九年度總計三百圓、十年度は三百四十圓に及び、實行組合の事業費の主なる財源となつて、獎勵上にも經營上にも一石二鳥の効果をあげてゐる。その一農事實行組合に對する交付金の標準は次の率による。

| | |
|--------------|-------|
| 組合平均割 | 、五〇〇 |
| 員數割 一人に付 | 、〇二〇 |
| 共同購入 百圓に付 | 、四〇〇 |
| ●完全配合肥料 一畝に付 | 、〇二〇 |
| 米平均賣 一俵に付 | 、〇〇四 |
| 組合加入 | 一、〇〇〇 |
| 組合館維持費 | 二、〇〇〇 |

生産市場より三萬圓

また、町農會と頗るよく協調し、農會が實行組合を指導し近時蔬菜生産著しく増加し、販賣は産業組合の經營による五十四坪の田布施生産市場により、毎日百人乃至百五十人の組合員或は婦女子が、菜果を處狭きまでに搬出し、その件數一日三百餘件に及び係員四名は多忙を極め、年一品質の向上と共に下松徳山地方の仲商人が相競ふて現金買受するに至り、その額年間三萬圓に達し、賣揚代金は一部現金渡の外悉く組合貯金に振替へられ、組合員はその利便に隨喜してゐる。

家庭薬にも普及網

その他家庭薬の配給の如き農事實行組合を細胞體とし産青聯、婦人部等の補給薬係員の配給網により組合員全戸配給をなすなど、その組織的計畫的躍進のあと見るべきもの多く、次の規定が定められてある。

組合家庭薬全戸配給規定

一、本規定ハ組合家庭薬方眞ニ合理的ナル家庭常備薬タルコトヲヨク各組合員ヘ普及徹底セシメ以テ全戸ヘ洩レナク配給スル目的ニテ之ヲ設ク

- 二、組合家庭薬ノ配給ニ當リテハ農事實行組合トヨク提携シ全戸配給ニ努ムルコト
- 三、配給區域ヲ左ノ四區ニ分チ本部及各出張所之ヲ擔任ス
 - 本 部 久保農事實行組合（外十四組合）
 - 大波野出張所 東畑農事實行組合（外六組合）
 - 下田布施出張所 自彊農事實行組合（外十二組合）
 - 上田布施出張所 河原田農事實行組合（外十四組合）
- 四、配給ニ當リテハ左記事項ヲ記入セル申込書ヲ農事實行組合ヨリ本組合宛提出スルコト
 - 1、家庭薬配給係氏名
 - 2、配給數及配給各戸氏名
 - 3、月例会日時（補充薬入替日）
 - 五、各區ノ擔任者ハ配給係ト合議ノ上毎月一回以上補充薬入替ヲナスコト
 - 六、各戸常備薬ハ十八種一箱宛トスルコト
 - 七、配給價格ヲ左ノ通り定ム
 - 1、常備薬（最初一回）一個ニツキ 五 錢

- 2、補充薬 一個ニツキ 十 錢
 - 八、代金ハ現品引渡シト同時ニ徴收スルコト
 - 九、補充薬ニ對シテハ一個ニツキ一錢宛ノ手数料ヲ年度末ニ取纏メ農事實行組合ヘ交付スルモノトス
 - 十、家庭薬ハ十八種類ノ常備ヲ原則トス
- 但シ止ムヲ得ザル場合ハ交換ニ應ズルコトヲ得此ノ場合ト雖モ常備薬十種類ヲ下ルコトヲ得ズ

優勝旗の交付

斯くの如く産業組合は總て購買販賣事業等經濟行爲の全部を分擔し、町農會は生産指導の外、全部面に亙り指導獎勵に當り新たに表彰規程を設け、毎年共勵共進會を行ひその成績衆をぬくものに優勝旗を交付し、今年度之を獲得せるものは納所實行組合であつたから序に同組合の事績を概説しやう。

納所農事實行組合の特色

組合員二十五、人口百三十二にして男子より女子の方が十二人超過である。農業二十四、其他一戸、自作十三、自小作十、小作二戸、耕作面積田地二十三町二反、畑地六町四反歩となつてゐる。總てが計畫的に出來、その計畫に基いて事業が進められ、一軒一役がうまく運用せられ、組合員のどの家にも一役が課せられ、誰もが隣保共助の精神的奉仕が捧げられてゐるから、甚だ圓滿であり、圓滑にゆく。

組 合 訓

- 一、共同一致隣保共助ノ精神ニ富ムコト
- 二、勤勞ヲ愛シ不撓不屈ノ精神ニ富ムコト
- 一、組合員ハ産業組合統制下ニアリテ進ンデ組合利用ニ努ムルコト
- の三ヶ條を信條とし、産業組合統制下にあることを原則とし、どこまでも産業組合經濟組織の細胞となり農業經濟統制下に服務し、存在してゐることである。

事 業 計 畫

計畫の主なるものは次の各項であるが、それに各部長を置き係員を定めその遂行に邁進してゐるが、誌面の都合により茲にはその項目のみを紹介しやう。

- 一、濕田整理計畫
- 二、自給肥料増産計畫
- 三、經濟的畑地利用計畫
- 四、肥牛増加改良計畫
- 五、婦人部活動計畫
- 六、青年部活動計畫
- 七、販賣事業計畫
- 八、購買事業計畫
- 九、金融事業計畫
- 一〇、貯金獎勵計畫
- 一一、經濟更生計畫

昭和十一年度事業追加

- 一、共同作業場並ニ肥料置場ノ建築
- 二、共作田ノ擴充並ニ改善
- 三、共同田植ノ實施
- 四、縣設午勞採種園設置
- 五、組合家庭藥部ノ新設
- 六、米平均賣(販賣米ノ八割以上)
小麥、裸麥平均賣(同十割)實行
- 七、自治肥料ノ増産
- 八、自家用醬油搾取器共同購入
- 九、米麥品質ノ統一
- 一〇、桑園肥培管理ノ改善

田植も共同化

嘗ては灌漑水の取り合ひに忙しく、そのため水の不經濟を來し随分旱害を被つたこともある。だ

が實行組合によりてこの惡弊が一變した。今年も田植時には婦人部總出、耕地全面を片端から皆が植へ擴げて行く、その勇しいこと、歌もはづめば、田植もはづむ、共同のおかげで平年より五日間早く済み、毎年村外に支拂ふ多くの田植賃が悉く部落内に喰ひとめられた。

部落の明朗化

産業組合の助成もあり會館は見事に建てられた。田植がすむと一同會館で慰勞宴が開かれる、個人祝を廢し老も若も全家を擧げて、甘黨、辛黨好みに従つて共同調理小唄も始まれば舞踊も混じる田植の苦勞も一夜に流されて終ふ。

會館は平素集會や共同作業に使用さるゝの外、葬儀などにも用ひられ、養蠶時季など殊更便利である。また定日を定め慰安の夕、修養の夕に利用されてゐる。

- 家の光の夕 男女家の光の輪讀會
- ラジオの夕 臨時ラジオの取付、男女及小供
- 活花の夕 男女青年の活花の會
- 謡曲の夕 男

踊 の 夕 主婦の産組舞踊その他

などを行ひ、勤勞の中にも農村娛樂を交へ、部落の明朗化に力め、そのため農村にありがちな小言や悪口一切があとを絶ち、麗しい親和協同の氣が漲りつゝある。

生産も經濟も向上

斯くして農村文化の向上に歩一歩前進し、生産増殖と共に販賣收入の増加、米麥繭だけの販賣收入も十年度は既に一萬四千數百圓に及んだ。だが一面消費經濟部面には特に婦人の自覺により、生活改善が着々實行され、輝かしい日が期待されてゐる。

僅か七人の結束巖の如く

和氣満ちて春風の如き

開作報徳農事實行組合

阿武郡佐々並村市を距ること西南六軒、七戸の集團部落であるが慶吊之を共にし、よく隣保相互の精神を發揮し、全く家族的に運營せらるゝ農事實行組合がある。

農六、兼農一、全戸加入し昭和七年農事組合として起り、同九年實行組合たる法人化し産業組合へ加入した。以來著しく責任觀増大し、村經濟更生計畫遂行の基礎體となり、農會には指導の對照となり、産業組合には購販事業統制の細胞組織となつて遺憾なく活動してゐる。

耕地田六町一反、畑三反五畝、米一三二石、麥二〇石、木炭二八七五俵の外畜産、栗、繩、炭俵等副業品を産す。村の經濟更生計畫に基き

各戸更生計畫 を樹立し、何れの家庭も經濟更生簿を備へざるなく、豫算、記帳を勵行し、月例會には常に之を持參し係員の批評と指導をうけ、更に組合の統計圖表を作り、組合員の經濟状態を一

目瞭然せしめ、一同緊張せざるを得なくしてゐる。斯くして一家の收支に付更に反省を加へ、改むべきは之を改め相互共勵しつゝある。

記帳は農會に於て年三回記帳講習會を開き家長は勿論一家の大人は悉く習熟し、誰れでも記入し得るやう指導してゐる。

一人一役どころか組合員が僅少なので一人二役も三役も務めて事業の徹底を期してゐるが、堆厩肥の改良増産に努力し、厩舎の改造、品評會の開設等一戸平均年産約三千貫に達し、其ため毎年八月中旬柴草刈週間に制定、男女總動員威勢よく共勵作業に従事し、また婦人は日課として糞灰を、男子は木炭竈の殘灰を悉く採取する等以て金肥の節約を圖つてゐる。

購入肥料 は購買係之を取纏め、日用品は婦人部係員により、月二回申込を集め之を悉く産業組合に於て配給を受け、生産物の販賣、精米麥の利用部利用等亦産業組合によらざるものは一としてない。

共同事業 は竹林、栗園經營の外、共同畦直し作業をなしてゐる。すなわち山村の高低烈しき耕地の石垣、畦畔破損し荒廢し、耕作の不便多く、依つて春冬二回各戸男女二名宛一週間の共同作業を以て、垣組み畦直しをなし、耕地の整理不毛地の利用に資する外、田植、除草も亦協同し全く一

家族のやうである。生産計畫の畜牛、製炭には相當資金を要するものもあるが、總て隣保相助により農事實行組合の

連帶機能 を發揮し、資金の圓滑をはかり、最近畜舎堆肥舎改造のため、産業組合は低利金融し農會は之に助勢をしてゐる。

生活改善 のため婦人により年二回五ヶ年を一期とする高金三十圓の頼母子講を以て、臺所改善を行ひ、冠婚葬祭は村の實行規約を實行組合に於て勵行してゐる。また婦人は村の衛生部を擔任し寄生蟲驅除、傳染病豫防その他の保健衛生につとめてゐる。

更生貯金 生産物販賣の都度米は依に付十錢、木炭は一錢宛を天引し、産業組合へ貯金してゐる以上はその大略に過ぎないが、上述せるが如く總て協同が生命となり、相互扶助を精神となし、團結いよゝかたく、家庭のみなが更生の希望に燃ゆるに至り、和氣春の如く近時頗る經濟の向上を見、曩きに産業組合が募集せる五十圓受取定額貯金には一舉に四十餘口の加入を見するなど、農事實行組合活動の効果を現に裏書したものである。

青年組合長の意氣と熱 着々更生の實揚る事業計畫

岡林昭和報徳農事實行組合

豊浦郡神玉村に組合長に青年篤農家國重十郎君を挙げ、青年の燃ゆる意氣と熱とにより、着々實績をあげつゝある岡林昭和報徳農事實行組合といふのがある。よく農會の技術指導を消化し、獨得の農業經營を以て組合員を誘導督勵する潑刺たる組合長のもとに、購取金融の事業は産業組合を全利用し、周到なる事業計畫を如實に實行し來り、著しく組合員の經濟更生に貢献しつゝある該組合の事業を茲に紹介することとする。

組合の事業

一、道徳的方面

報徳會、敬老會、共同法會、月例會、品評會、批判會、共同視察

二、産業方面

動力農具共同利用、共同耕作、共同育苗、共同作業、各種採種園設置、共同驅除、稚蠶共同飼育、耕地改良、有畜農業經營、自給肥の増産、裏作物の増産、畑地の利用、蔬菜栽培の改良増殖、地力の増進、苗代の改良、副業の振興、現状統計、進度調査、簿記の記帳集計、計畫批判

三、經濟方面

共同購入、共同出荷、共同販賣、現金買勵行、自給主義の徹底、消費節約、更生貯金、勤勉力行、生産資本金の融通、自作農維持創設

四、社會的方面

納稅組合、休日並勞賃協定、掲示板利用、墓や道路の共同修理

組合長の誠心誠意

精神的にも物質的にも美事な花咲く

上瀬田農事實行組合

玖珂町から柳井町に通ずる縣道にそひ、山も近く耕地へも至便の地であつて土地柄が至極明るい組合の設立は昭和九年三月、組合戸數十八戸、純農家は十七戸で一戸は無職、その無職の光井正作氏が組合長で誠心誠意、組合經營に専念してゐる。氏は多年育英の聖業に従事、従つて組合長の精神的指導教化が全組合に反映してゐる、毎月三日は月例会、主婦は四日の午後二時からと云ふわけ之れも夫婦一緒では留守番に困るといふので区分されてゐる。

勅語 國歌合唱、講師は農會、産業組合、學校等から交代臨席、二宮報徳宗が多分に取り入れられてゐる。

組合所有の物は八坪の肥料倉庫、臺秤、米俵締器、三馬力發動機、糶摺、稻扱器、饅頭製造器の外食卓用机、賄用器具八種類あり優に四十人の會席は出来る。

事業 の主なるものは共作田三反歩の經營、戸主主婦一緒に勞役し、小作米十俵を差引き残りとして裏作小麥の収入は組合費に充當する。

田植は共同で實施するし、收穫時には組合員を三班に分割し、稻扱ぎ糶摺も共同とする。

購買は主婦が日用品、戸主が經營用品（主として肥料、農具、農業藥品）と酒の購入斡旋をしてゐる。酒は組合長の宅に樽で備付られ、組合員各戸に配付せられた傳票に所要數量を記入し、組合長の所に持つてくれば組合長は自ら量つて手渡するのである。

婚禮 もなるべく簡単に組合設備の什器を利用してすますし、祝儀も婦人は白米一升、男子は酒一升とし、組合販賣の酒の手形を包み物として持參の申合を實行し、敬老會も計畫され、尊族敬慰の精神が表現されてゐる。

經營方面では金肥の節約と自給肥料の増産に意を注ぎ各戸に家畜を養育をすゝめ、牛二十二頭、二頭飼養四戸、改良和種に更改されつゝある。

實に光井組合長が時間的にも精神的にもまた物質的にも犠牲を拂つて組合員の福利増進に絶大の努力を拂つてゐられる。自費で農事組合調査表、消費調査表を印刷し、計畫の資料を集め、我が家の更生目標をも樹立指導するといふ熱心振りである。

之等の調査には軍隊師の青年を使い、發動機の使用には機械いぢりの好きな青年を選び、人物経済にも一人一役主義を徹底せしめてゐる。また婦人達ちに呼びかけて毎月更生貯金を勵行せしめ、産業組合に預け入れることとし組合長自ら集金を取扱つてゐる。斯くしてこゝでは組合長の存在が大きく、その犠牲的郷土愛の發露が全組合を明朗にガツリチと躍進せしめてゐる。(經濟更生時報抜粋)

人の熱意と各機關の綜合的活躍

農事實行組合たる法人の功德

玖珂郡玖珂町

一萬圓の仔牛

玖珂町では有畜農業による經營の合理化を企劃し、本年無畜の農家は必ず有畜に、一頭繋養の家

には之を二頭にと云ふ方針のもとに仔牛の購入を斡旋した。何にがさて仔牛を買ふには資金がいる農會にはそんな大金はない。そこで先づ資金豊富な産業組合に交渉し、殊に峠野技手の熱烈な活躍とこのふさわしい事業には組合理事者も快よく支援することとなり、利息日歩一錢三厘、一萬圓のお金がボンと出ることゝ約束された。

人の熱一月間に一百七十餘頭の普及

一方町内三十有餘の農事實行組合を叫合して仔牛繋養を勸奨し、無畜の農家をなからしめよとてその共鳴のもとに農事實行組合の全責任により資金は産業組合から一萬圓を借受け僅々一ヶ月の内に百七十四頭の仔牛を買入れて各農家に繋養せしめた。その方法は

- 1、産業組合は各農事實行組合に資金融通の全責任を負はしめる。
- 2、組合員は農事實行組合長に仔牛預り證を一札入れる、自己借入の資金を償還するまでは仔牛は自分の所有とはならない。
- 3、無産農家が他に遠慮して資金借入に躊躇する様ではいかぬといふので自己資金のある者でも一應は組合に預り證を入れて資金の融通を受けること。

333
578

4、全部家畜保険に加入すること。
以上の事業が主なる条件である。之が実施には農會當局が全部責任の衝にあつたので一部牛馬商から反對もあつたが、之を押し切りなほ仔牛が成牛になつた場合の取引をも考慮して農會に於て一千五百圓を投じ家畜市場の設備を完成して、郡畜産組合の經營により公正なる取引をモットーとして十月から開市をなしてゐる。

農村更生に拍車

産業組合と農會との提携、金融と技術との握手、農事實行組合が法人としての機能の發揮、畜産組合家畜市場の利用、之等が総合的に農家の福利に如何に好影響を及ぼしてゐる事か、こゝにも人の熱意と、各機關が本來の使命に向つて活躍し、農村更生に拍車をかけた生きた手本を示してゐるのは微笑ましい風景である。(同上)

昭和十一年十二月五日印刷
昭和十一年十二月十日發行

發行所

産業組合中央會山口縣支會

山口市中河原第二十四番地
振替下關四一六四・福岡四〇一八

編輯兼發行者

重 富 卓
山口縣吉敷郡平川村

印刷者

平 佐 大 介
山口縣山口市道場門前

印刷所

大 同 印 刷 舍
山口縣山口市道場門前

終

